



平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社テクノマセマティカル
代表者名 代表取締役社長 田中 正文
(コード番号 3787 東証マザーズ)
問合せ先 取締役副社長 出口 眞規子
(TEL. 03-5798-3636)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 23 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

なお、株式分割の実施及び単元株制度の採用については、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会における定款一部変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨に鑑み、1 株を 100 株に株式分割するとともに単元株制度を採用いたします。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日(月曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割する。

(2) 分割により増加する株式数

- | | |
|-------------------------------------|---------------|
| ① 株式分割前(平成 25 年 3 月 31 日現在)の発行済株式総数 | : 25,726 株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 2,546,874 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数 | : 2,572,600 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | : 7,680,000 株 |

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- | | |
|----------|-----------------------|
| ① 基準日公告日 | 平成 25 年 9 月 13 日(金曜日) |
| ② 基準日 | 平成 25 年 9 月 30 日(月曜日) |
| ③ 効力発生日 | 平成 25 年 10 月 1 日(火曜日) |

(4) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成 25 年 10 月 1 日以降、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会決議に基づく新株予約権	80,000 円	800 円

3. 単元株制度の採用の概要

(1) 採用する単元株式の数

「2. 株式分割の概要」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 10 月 1 日（火曜日）

（ご参考）平成 25 年 9 月 26 日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 平成 25 年 5 月 23 日取締役会決議による変更内容

①変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により平成 25 年 10 月 1 日をもって当社定款の一部を変更いたします。

イ. 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

ロ. 単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

ハ. 現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

ニ. 現行定款第 6 条の変更及び第 7 条の新設ならびにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を新設いたします。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>76,800</u> 株とする。 （新 設） 第 7 条 ～ （条文記載省略） 第 39 条 （新 設）	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,680,000</u> 株とする。 <u>（単元株式数）</u> 第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とす る。 第 8 条 ～ （現行どおり） 第 40 条 附則 第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設なら びにそれに伴う条数の変更の効力発生 日は平成 25 年 10 月 1 日とする。 ② 本附則は、前項の効力発生日をも って削除する。

(2) 平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議する変更内容

①変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、当社の株主が有する単元未満株式の権利の内容に関する規定を新設するため、上記「(1) 平成 25 年 5 月 23 日取締役会決議による変更内容」による変更後の定款の一部変更に関する議案を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 13 回定時株主総会に付議いたします。

イ. 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設いたします。

ロ. 定款第 8 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

ハ. 定款第 8 条の新設ならびにそれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条を変更いたします。

②変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更部分を示しております。)	
取締役会決議による変更後の定款 (新 設)	第 13 回定時株主総会に付議する定款変更案 (単元未満株式についての権利)
第 8 条 ～ 第 40 条 附則	第 8 条 当社の株主は、その有する単元 未満株式について、次に掲げる権利以 外の権利を行使することができない。 ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲 げる権利 ② 会社法第 166 条第 1 項の規定に よる請求をする権利 ③ 株主の有する株式数に応じて募 集株式の割当て及び募集新株予 約権の割当てを受ける権利
(条文記載省略)	第 9 条 ～ 第 41 条 附則
第 1 条 第 6 条の変更及び第 7 条の新設なら びにそれに伴う条数の変更の効力発生 日は平成 25 年 10 月 1 日とする。	第 1 条 第 6 条の変更、第 7 条および第 8 条 の新設ならびにそれに伴う条数の変更 の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日と する。
② 本附則は、前項の効力発生日をも って削除する。	② 本附則は、前項の効力発生日をも って削除する。

以 上